INFORMATION

2022年 10月から

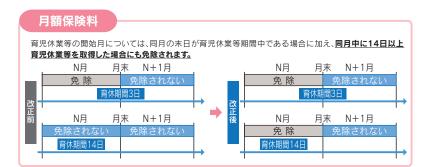
健康保険法の改正について

育児休業期間中の保険料免除要件の見直し

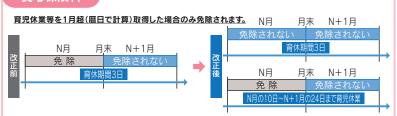
育児休業中は「育児休業などを開始した日が 含まれる月から、終了した日の翌日が含まれる 月の前月までの期間し、保険料が免除されます。 2022年10月以降は、さらに同月内に14日 以上の育児休業を取得した場合でも、 当該月の保険料が免除されます。

また、賞与にかかる保険料は、2022年10月 から1ヵ月を超える育児休業を取得して いる場合に限り免除されます。

※2022年10月から、育児休業に「産後パパ育休(出 生時育児休業制度)」が新設され、取得期間中は 保険料が免除されます。



賞与保険料



一定所得以上の後期高齢者の窓口負担が2割に

後期高齢者医療制度の被保険者のうち、現役 並み所得者以外の被保険者で年収*が200万円 以上(複数世帯の場合は、320万円以上)の方に ついて、窓口負担が1割から2割に引き上げ られます。

ただし、急激な負担増にならないよう、施行 後3年間は、外来窓口負担の増加額を最大で 月3.000円までに抑える措置が設けられます。

後期高齢者(75歳以上)の医療費窓□負担割合

	年 収(単身世帯)※	負担割合
	現役並所得 383万円以上	3割
改正	課税所得28万円以上かつ 200万円以上*	2割
	200万円未満	1割

*複数世帯の場合、320万円以上

※年収=年金収入(遺族年金・障害年金除く)+その他合計所得金額(事業収入や給与収入などから、必要経費や給与所得控除などを差し 引いた後の金額)

パート・アルバイトの社会保険適用拡大

パート・アルバイトの方の社会保険の加入条件が段階的に変わります。2022年10月からは従業員数101人以上の 企業で、2024年10月からは従業員数51人以上の企業で働くパート・アルバイトの方が新たに社会保険の適用になります。 ダスキン健康保険組合では、10月から14事業所が適用対象となる予定です。

対象となる企業 2022年9月まで 2022年10月から 2024年10月から 従業員数 従業員数 従業員数 501人以上 101人以上 51人以上 の企業 の企業 の企業 □ 学生ではない

※従業員数はフルタイムの従業員数+週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数です。

加入対象者

- □ 调の所定労働時間が 20時間以上30時間未満
- □ 月額賃金が8.8万円以上
- □ 2ヵ月を超える雇用の見込みがある



令和4年度扶養調査について

令和4年度の被扶養者現況確認調査を、健康保険法施行規則第50条および厚生労働保険局の通知・指導に基づき実施 (同時に共同扶養の確認)。これは、被扶養者となった方が、その後も被扶養者の認定基準を満たしているかどうか確認 するための調査です。

■実施期間: 2022年10月7日(金) 発送~2022年11月4日(金) 締切

<被扶養者現況確認調査> 書類は対象の方にのみお送りします。

2022年9月16日現在ダスキン健康保険組合の被扶養者の方

■子女の扶養認定の審査対象は16歳以上

- ・学生の場合、有効な在学証明書もしくは学生証の写しにて認定。
- ・学生以外は、課税(所得)証明書、非課税証明書の原本と状況を確認して審査。
- ※収入が130万円(60歳以上または障害年金受給者の場合は180万円)未満であるかを確認。

■被扶養者が自営業者の場合

収入金額から直接的経費(売上原価)を控除した差引金額が130万円(60歳以上または障害年金受給者の場合は 180万円) 未満であることを確認し、認定の可否を決定。

審査 免除

審査

対象

- ・生年月日が、2007年4月2日以降の被扶養者
- ・生年月日が、1947年4月1日から1948年3月31日までの被扶養者
- ・扶養認定日が、2022年4月1日以降の被扶養者(記号番号変更の方を除く)

<夫婦共働きで子供が居る場合の共同扶養の確認> 書類は対象の方にのみお送りします。

審査 対象 共働き家庭で勤務先の健康保険または国民健康保険に加入している配偶者

(当健保に被扶養者がいない家庭を除く)

※共働き家庭で「主として生計維持」するのはご夫婦どちらなのか、共同扶養の確認。

「ジェネリック(後発) 医薬品ご利用のおすすめ」について

ジェネリック(後発)医薬品とは、先発医薬品(新薬)の特許期間が過ぎた後、別の 製薬会社が新薬と同じ有効成分と製法によって製造している医薬品です。正しく理解し 上手に活用すれば、ご自身の医療費軽減とともに、当健保の保険給付費適正化に役立つ ジェネリック医薬品を、積極的にご利用ください。

なお、一部のジェネリック医薬品供給不足により処方が遅れる場合には、薬局薬剤師に ご相談ください。

2022年4月~6月の3ヵ月でご利用の医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合、 自己負担額差額が500円以上あったと予測される方に、「ジェネリック(後発)医薬品 ご利用のおすすめ」を2022年8月にお送りしています。

kencomの「おくすり履歴・GE差額」で、月ごとに処方 されたおくすり履歴の閲覧、ジェネリック医薬品に替えた 場合の差額を確認いただけます。

※この機能を利用するためには「健診閲覧コード」が必要です (P20 \land).

ダスキン健康保険組合 ホームページ kencom照会ページ





医療費通知について

医療費通知は、自分が使った医療費を確認することで、健康や医療に対する理解を深めることを第一の目的としています。 当健保ではWeb照会を利用することで、いつでも確認することができますので、ぜひ、積極的に活用してください。

年間の医療費について知りたいとき

「KOSMO Web (医療費などのWeb照会)」と「kencom (医療費のお知らせ)」をご利用いただけます。 どちらも医療費照会ができます(ただし、kencomの医療費情報は確定申告には使用できません)。

「医療費のWeb照会(KOSMO Web)」利用について

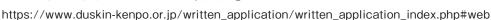


サービスのご利用にはKOSMO Webログイン用のID・PWが必要です。

ログインID・PWの再発行を希望される方は

「【W1】KOSMO Web 仮ID・仮PW再発行申請書」をダスキン健康保険組合へお送りください。

「【W1】KOSMO Web 仮ID・仮PW再発行申請書」のダウンロードはこちらから ダスキン健康保健組合ホームページ「申請書」





確定申告で医療費控除をするとき

<確定申告(医療費控除)をe-Taxで電子申告する場合>

KOSMO Webよりご自身でダウンロードしたe-Taxデータをご活用いただけます。 診療を受けた年月によってダウンロードしていただける時期が異なります(下表参照)。

診療を受	きけた年月	e-Taxデータ ダウンロード可能時期
2020年1月~12月		現在ダウンロード可能
2021年1月~12月		現在ダウンロード可能
	1月~10月	2023年1月中旬頃
2022年	1月~11月	2023年2月中旬頃
	1月~12月	2023年3月中旬頃

ダスキン健康保健組合ホームページ 「医療費控除用通知情報 (e-Tax) を照会する場合」





国税庁ホームページ 「確定申告書等作成コーナー/ e-Tax (国税電子申告・納税システム) 」

https://www.nta.go.ip/publication/pamph/ koho/kurashi/html/06 2.htm



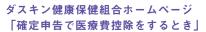
<確定申告(医療費控除)を書面申告で申請する場合>

ダスキン健康保険組合にて「医療費通知明細」を発行します。なお、診療を受けた年月によって発行できる時期が異なります (下表参照)。※手続き開始日については、2022年12月頃ホームページに掲載予定です。

診療を受けた年月		「医療費通知明細」を発行可能な時期
2020年1月~12月		発行不可 (最長2年間照会のため2年経過後は 自動削除となります)
2021年1月~12月		2023年1月中旬頃
2022年	1月~10月	2023年1月中旬頃
	1月~11月	2023年2月中旬頃
	1月~12月	2023年3月中旬頃

ダスキン健康保健組合ホームページ 「KOSMO Web (医療費等のWeb照会)」

https://www.duskin-kenpo.or.jp/ kosmo_web/kosmo_web.html



https://www.duskin-kenpo.or.jp/ consultation/exceed.html





kencomの医療費情報利用について

ご利用にあたっては「健診閲覧コード」が必要です。 健診閲覧コードを紛失したという方は、再発行手続きを お願いいたします。





健診閲覧コードの 再発行手続き

kencom

kencomに登録していない方 まずはkencomに登録! アプリをダウンロード

